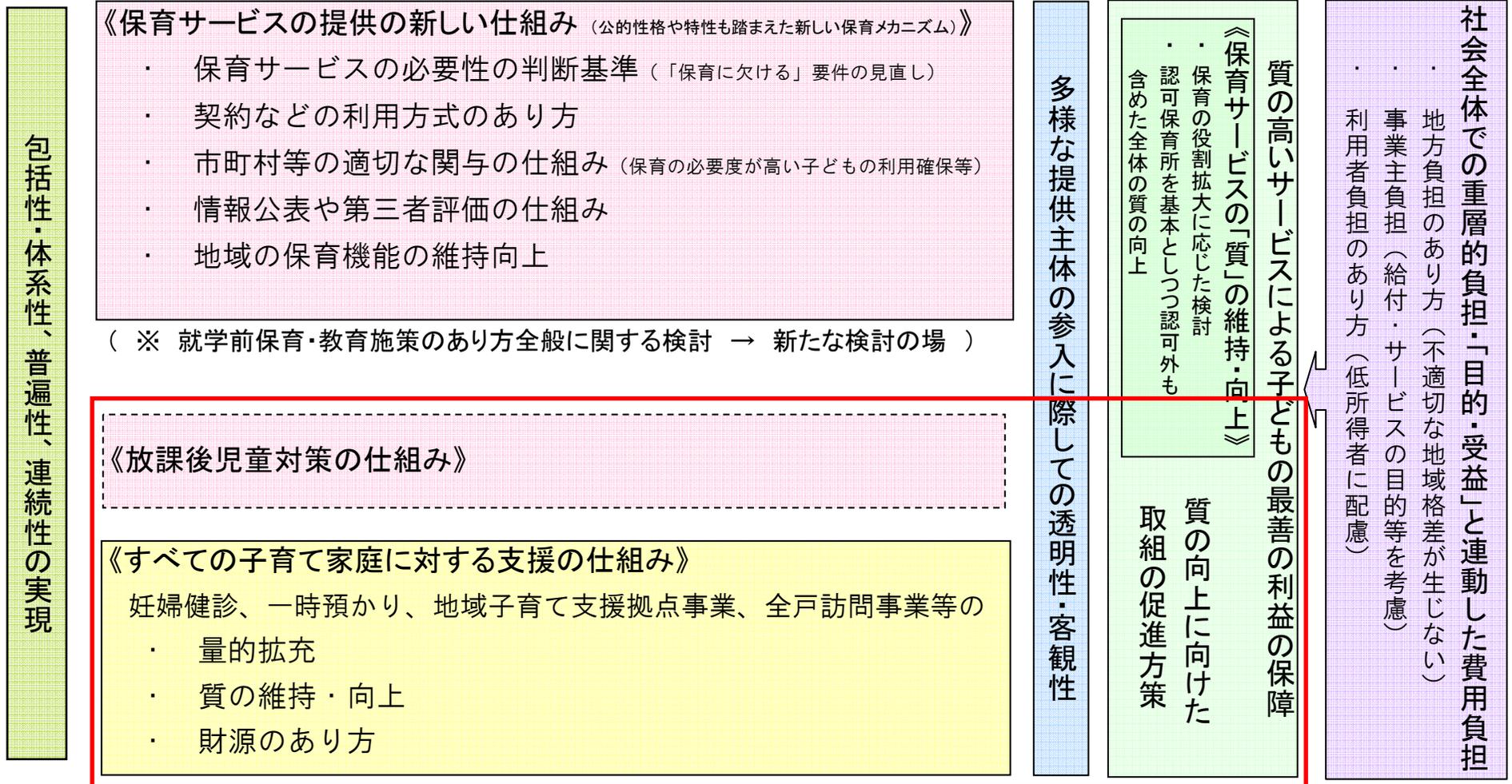


第17回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年11月11日	

放課後児童クラブについて

(※第16回少子化対策特別部会 資料1)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

1. 放課後児童クラブについて

【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

対象児童

- 保護者が労働等により昼間家にいない小学1～3年の就学児童
- その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童)

実施場所

小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など

運営主体

市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成される運営委員会、任意団体など

職員体制

- 放課後児童指導員を配置
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

放課後児童クラブの1日(平日の例)

13:30～14:00頃

利用児童の来所 (下級生から順次来所)

- 出欠の確認、連絡帳の提出
- 宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に合わせて過ごす

16:00頃

おやつの時間



- 準備、後片付けの実施
- 子どもと一緒に手作りのおやつを作るクラブもあり
- その後、集団遊び、レクリエーション等

17:45頃

掃除の時間



18:00頃

集団等により帰宅

【現状】(平成20年5月現在)

- クラブ数 17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)
 ⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 794,922人(全国の小学校1～3年生約353万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

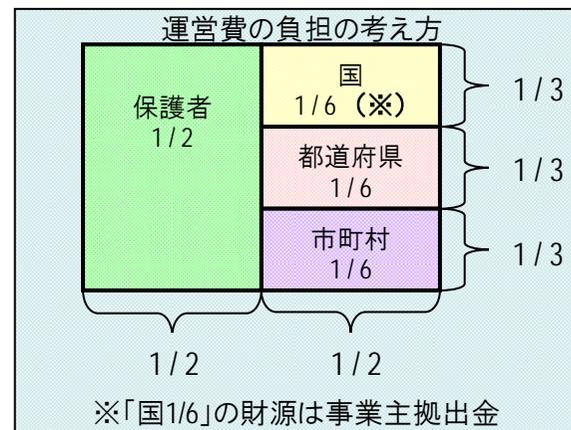
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、
原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

○整備費

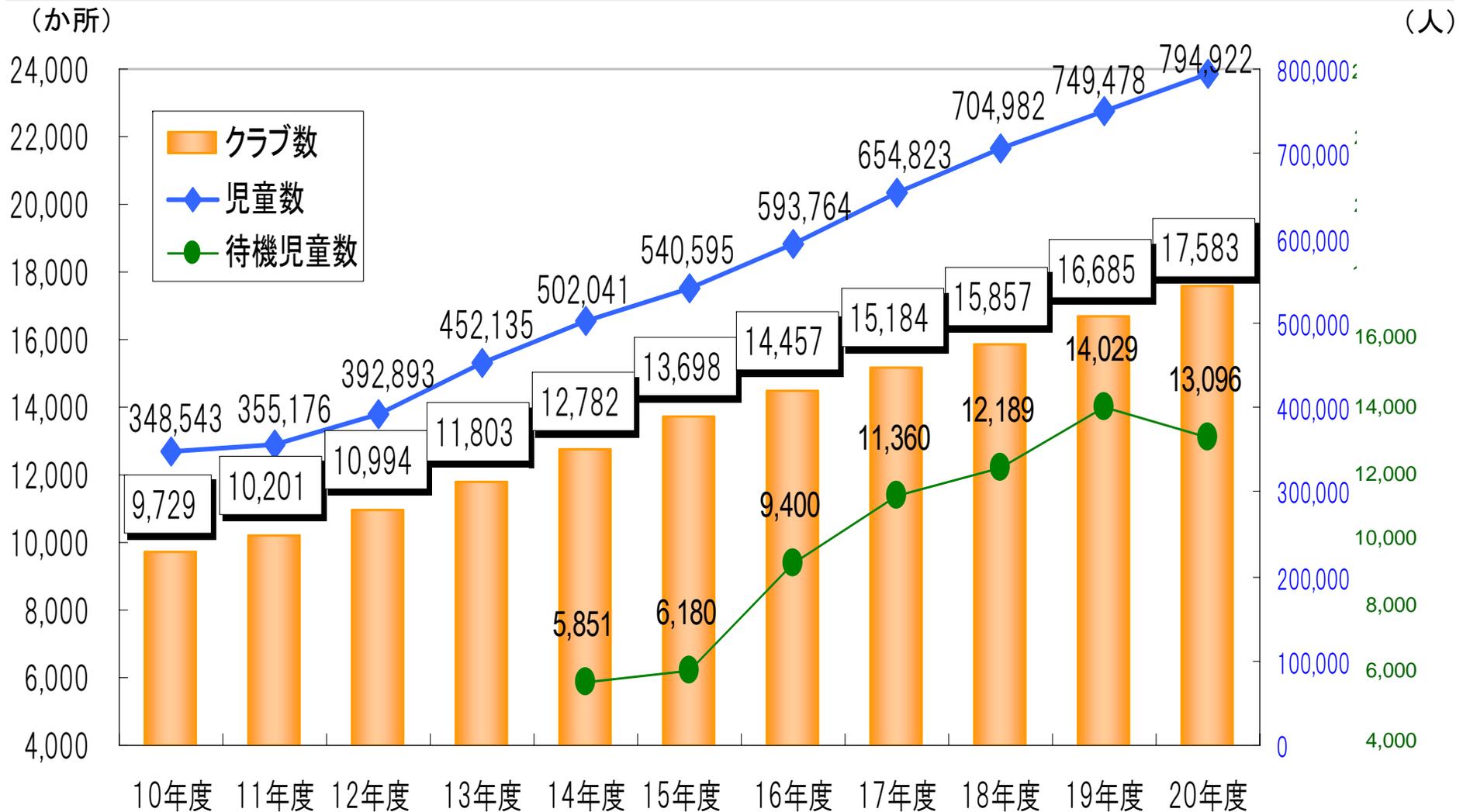
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



2. 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

3. 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現

○ 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

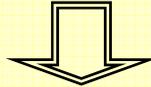
の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

- 希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。



<10年後の目標>

- ・ 保育サービス(3歳未満児)の提供割合
- 20% → 38% (※)
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・ 放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

〔 税制改革の動向を踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築について速やかに検討。 〕

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- ○ 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕
- 保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- ○ 小学校就学後まで施策対象を拡大
- 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- ○ 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕
- 女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- ○ 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

4. 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（概要）（抜粋）

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- 1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- 3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- 4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- 5 厚生労働行政に対する信頼の回復

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等（※）集中重点期間（平成20～22年度）の目標

- 1 保育サービス：顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%（※10年間で20%→38%）に引き上げる。
 - 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32%（※10年間で19%→60%）とすることを目標し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
- ※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要（そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

5. 放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6. 放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

7. 放課後児童クラブの実施状況①

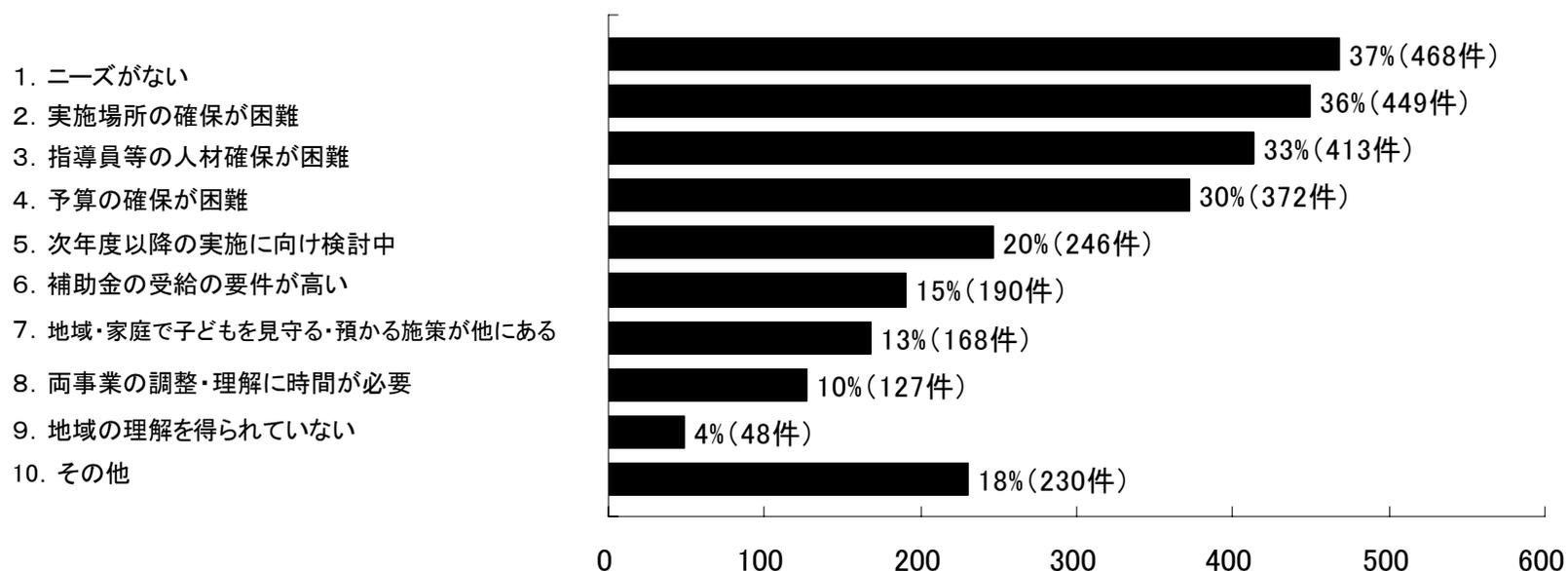
(1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

(2) 放課後児童クラブを実施していない理由

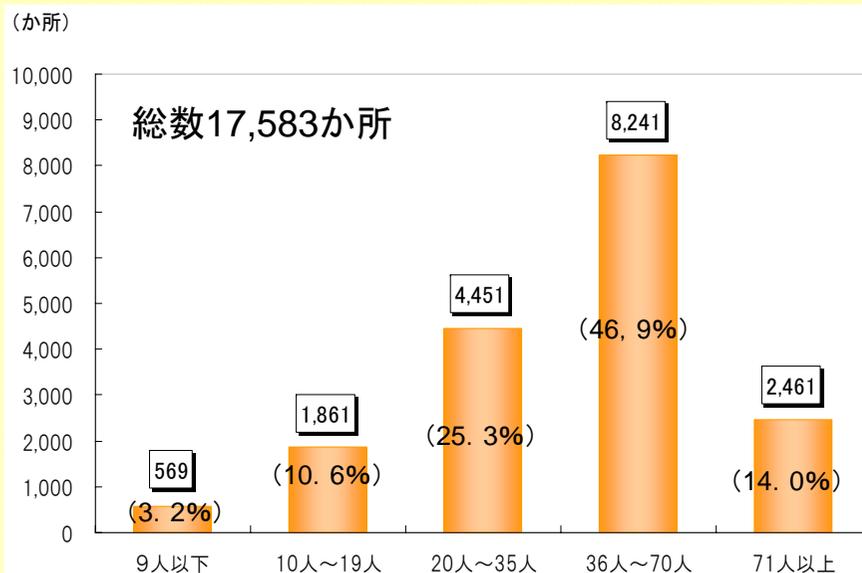
放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



7. 放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

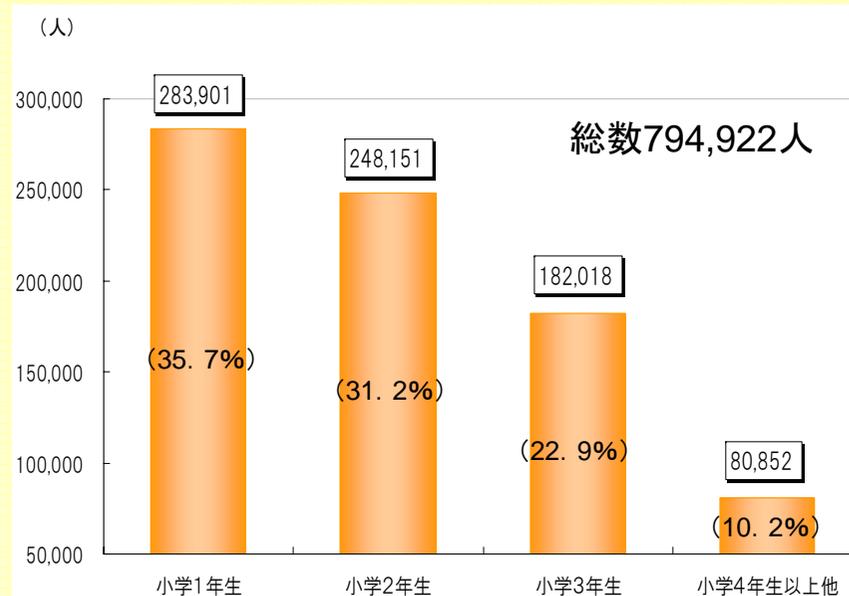
児童数36～70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

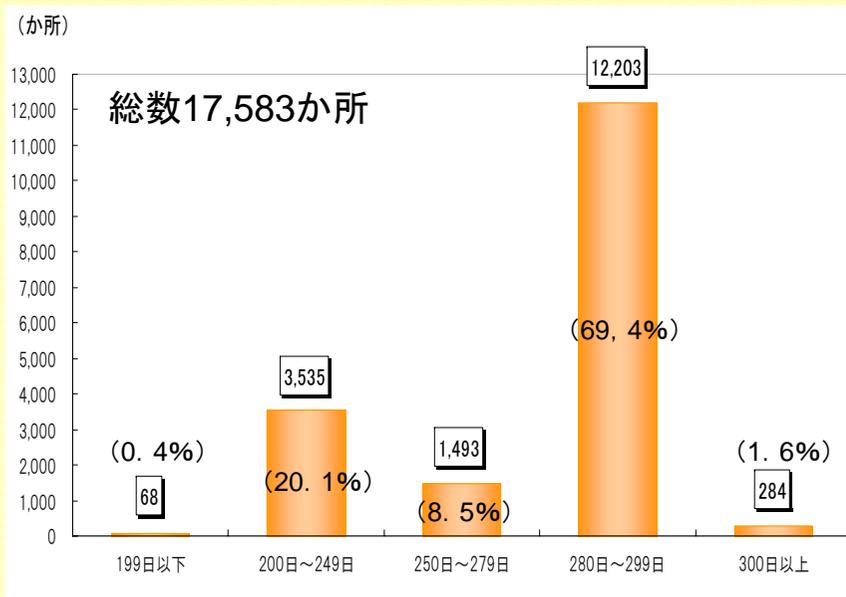


注：()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

年間開設日数別クラブ数

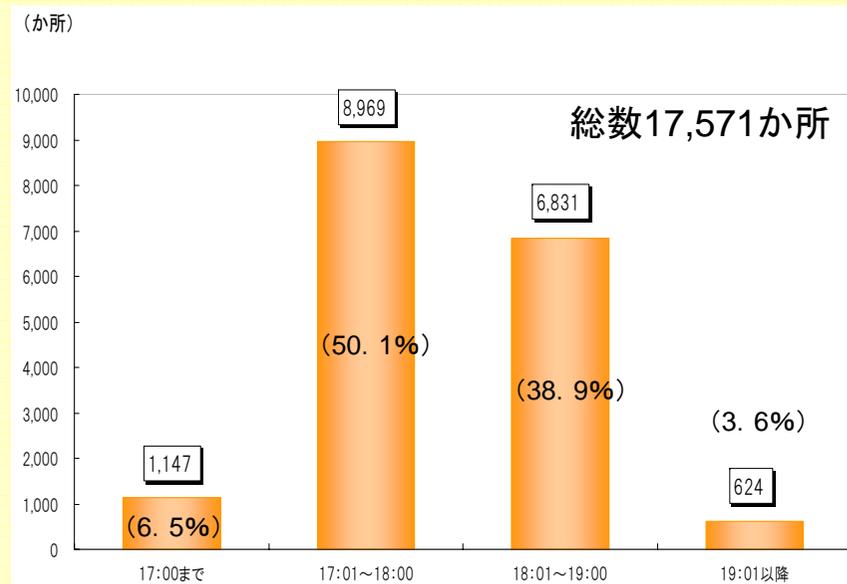
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



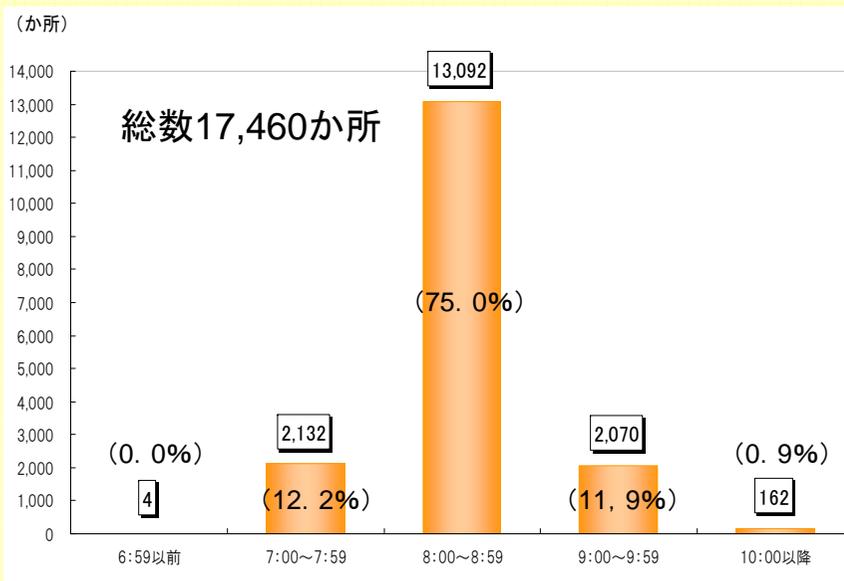
注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

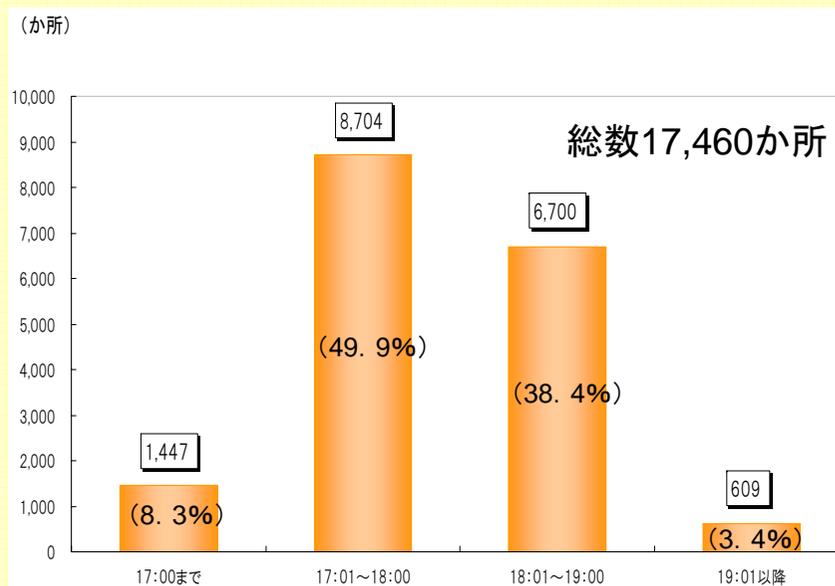


注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等を開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



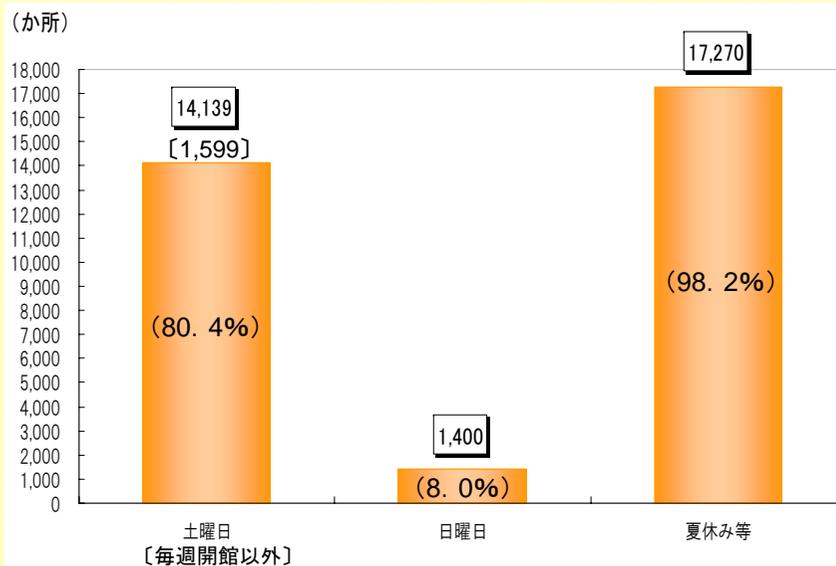
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等を開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。

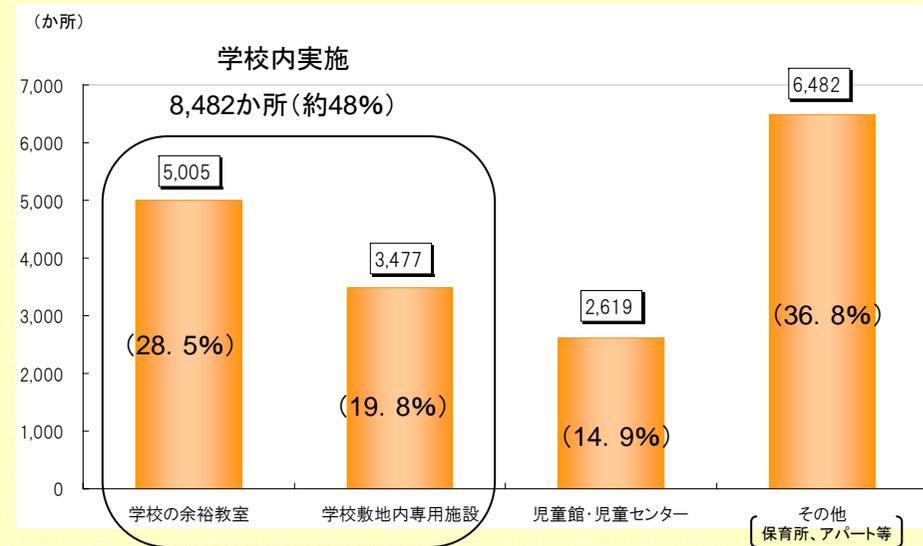


注1：()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2：〔 〕内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

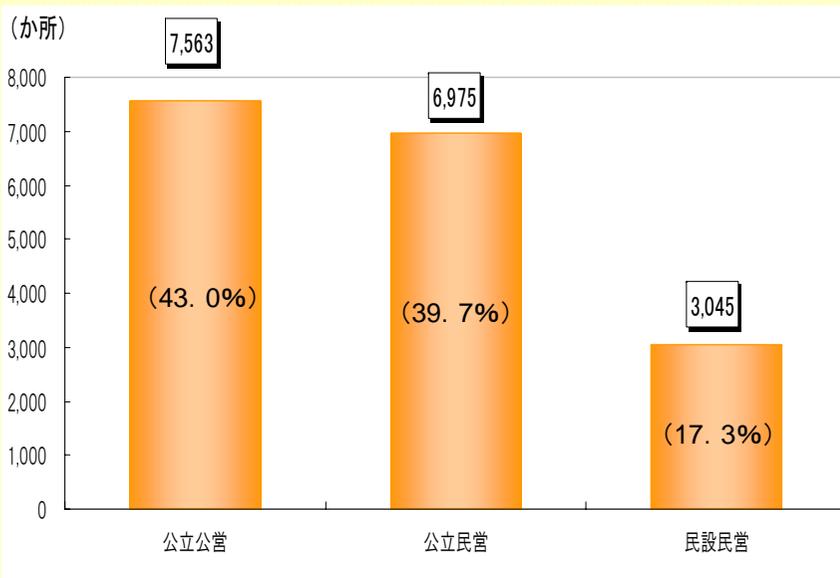


注：()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

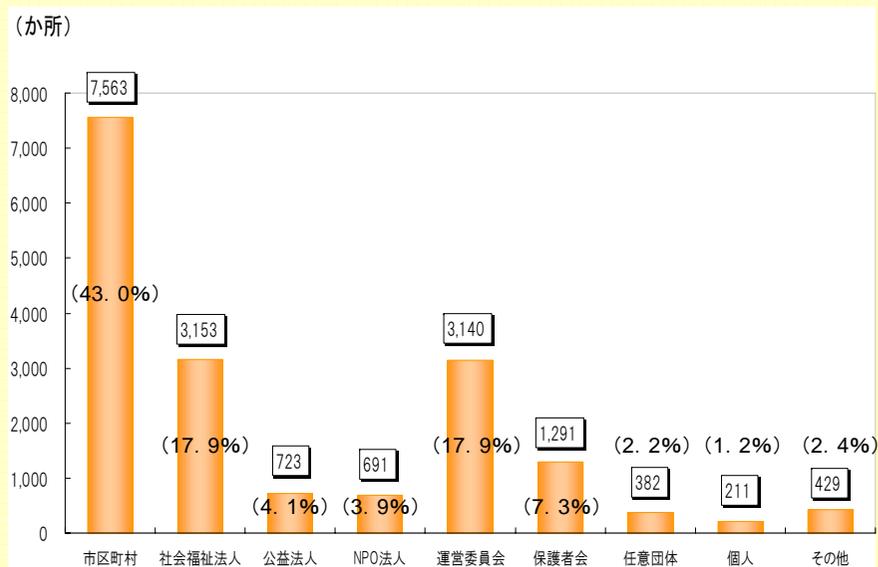
公立による実施が8割を超えている。



注：()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



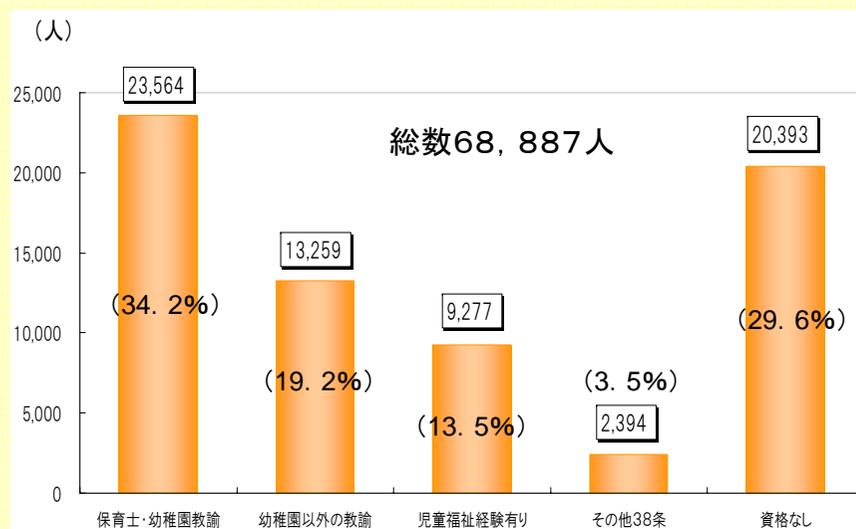
注1：()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2：運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



注1:()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注:()内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

7. 放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

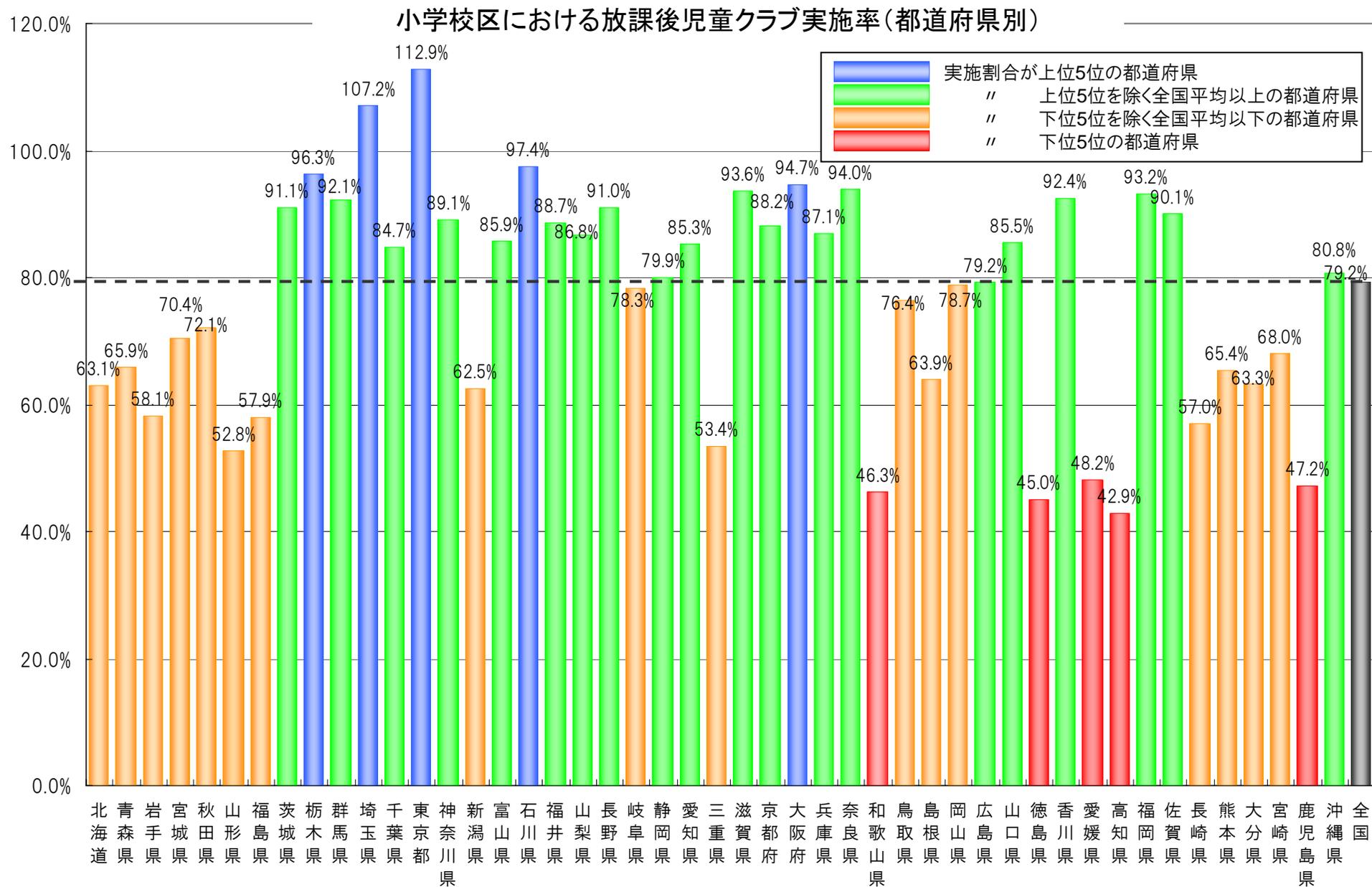
	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

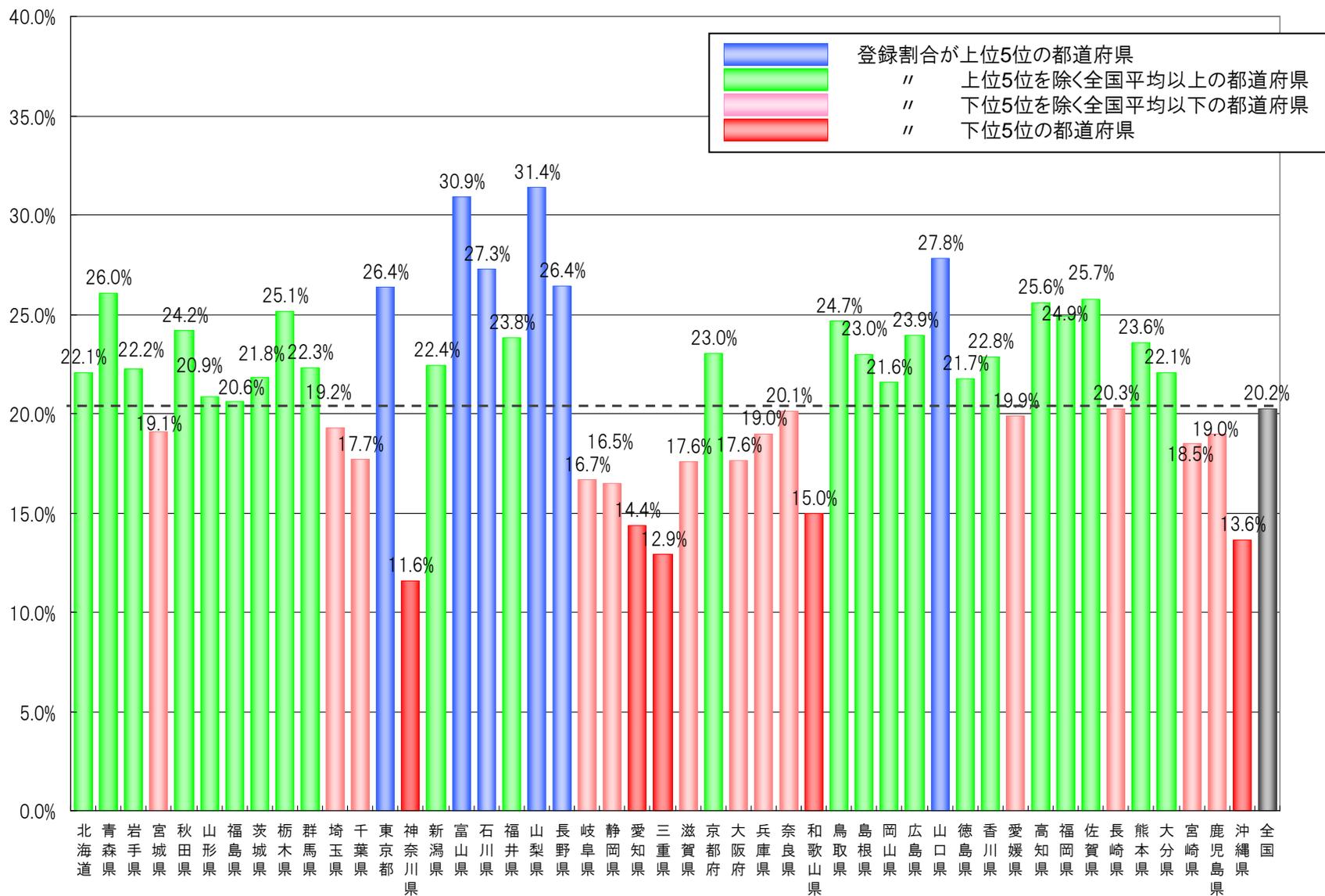
<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

7. 放課後児童クラブの実施状況④



- (注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

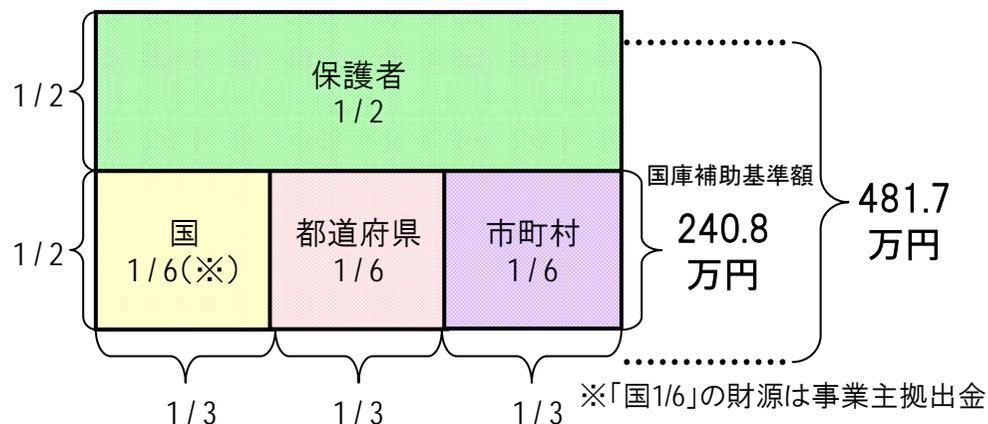


- (注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

8. 放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)]】

運営費の負担の考え方(児童数36~70人の場合)



- 全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- 児童数36~70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- その他、開設日数・開設時間に応じて加算

※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

公費負担額
2,900円

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	公費負担額
0歳児	13.8万円
1・2歳児	6.8万円
3歳児	2.2万円
4歳以上児	1.7万円

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)

9. 指導員の処遇について

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
	常勤	8 (0.8%)	89 (8.8%)	274 (27.0%)	354 (34.9%)	152 (15.0%)	138 (13.6%)	1,015
	公立公営	0 (0.0%)	3 (1.2%)	22 (8.8%)	19 (7.6%)	80 (32.1%)	125 (50.2%)	249
	公立民営	6 (1.0%)	54 (9.0%)	213 (35.4%)	284 (47.2%)	39 (6.5%)	6 (1.0%)	602
	民立民営	2 (1.2%)	32 (19.5%)	39 (23.8%)	51 (31.1%)	33 (20.1%)	7 (4.3%)	164
	非常勤	58 (6.5%)	378 (42.2%)	311 (34.7%)	124 (13.8%)	22 (2.5%)	3 (0.3%)	896
	公立公営	38 (16.6%)	110 (48.0%)	44 (19.2%)	32 (14.0%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	229
	公立民営	13 (2.4%)	199 (36.7%)	240 (44.3%)	74 (13.7%)	14 (2.6%)	2 (0.4%)	542
	民立民営	7 (5.6%)	69 (55.2%)	27 (21.6%)	18 (14.4%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	125

＜「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター＞

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

	5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤	4 (0.4%)	29 (3.1%)	102 (10.9%)	568 (60.5%)	80 (8.5%)	18 (1.9%)	74 (7.9%)	64 (6.9%)	939
公立公営	1 (0.5%)	6 (2.9%)	18 (8.8%)	36 (17.6%)	5 (2.4%)	7 (3.4%)	71 (34.6%)	61 (29.7%)	205
公立民営	2 (0.3%)	19 (3.3%)	49 (8.5%)	473 (81.8%)	30 (5.2%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	578
民立民営	1 (0.6%)	4 (2.6%)	35 (22.4%)	59 (37.8%)	45 (28.8%)	8 (5.1%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	156
非常勤	273 (31.2%)	365 (41.8%)	92 (10.5%)	101 (11.6%)	41 (4.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	874
公立公営	68 (28.6%)	30 (12.6%)	18 (7.6%)	83 (34.9%)	38 (16.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	238
公立民営	172 (33.0%)	288 (55.3%)	46 (8.8%)	12 (2.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	521
民立民営	33 (28.7%)	47 (40.9%)	28 (24.3%)	6 (5.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	115

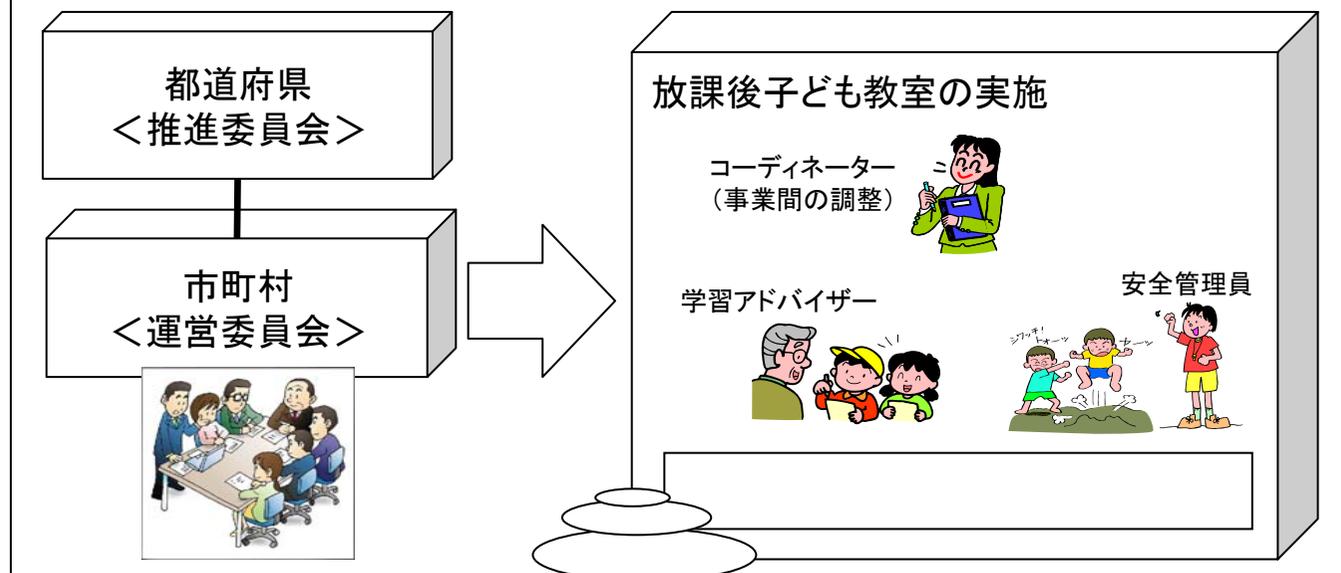
＜「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター＞

10. 放課後子ども教室との関係について

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【放課後子ども教室の実施体制】



■活動メニュー例

- 体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
- 交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
- 学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
- その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業																								
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進																								
20予算額	186.9億円(20,000か所分)	77.7億円(15,000か所分)																								
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)																								
補助基準額 (20年度)	運営費:481.6万円(児童36人～70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
	創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置																								
実施場所	<table border="0"> <tr> <td>学校内(余裕教室)</td> <td>28.5%</td> <td rowspan="6">} (平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>学校内(専用施設)</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>専用施設</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>既存公的施設</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(民家、保育所等)</td> <td>17.0%</td> </tr> </table>	学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)	学校内(専用施設)	19.8%	児童館	14.9%	専用施設	10.7%	既存公的施設	9.1%	その他(民家、保育所等)	17.0%	<table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>67%</td> <td rowspan="5">} (平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td> </tr> </table>	小学校	67%	} (平成19年度)	公民館	12%	児童館	5%	その他	16%	(集会所、文化センター、公園など)	
学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)																								
学校内(専用施設)	19.8%																									
児童館	14.9%																									
専用施設	10.7%																									
既存公的施設	9.1%																									
その他(民家、保育所等)	17.0%																									
小学校	67%	} (平成19年度)																								
公民館	12%																									
児童館	5%																									
その他	16%																									
(集会所、文化センター、公園など)																										
実施か所数	17,583か所 (平成20年5月)[対前年898か所増]	7,821か所 (平成20年度《予定》)																								
利用児童数	登録児童数 約79万人 (平成20年5月) [対前年4.5万人増]	<table border="0"> <tr> <td>年間延べ参加児童数 2,110万人</td> <td rowspan="3">} (平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>・1教室当り年間平均参加児童数 2,550人</td> </tr> <tr> <td>・1回当り参加児童数 30.6人</td> </tr> </table>	年間延べ参加児童数 2,110万人	} (平成18年度)	・1教室当り年間平均参加児童数 2,550人	・1回当り参加児童数 30.6人																				
年間延べ参加児童数 2,110万人	} (平成18年度)																									
・1教室当り年間平均参加児童数 2,550人																										
・1回当り参加児童数 30.6人																										
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日)																								

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体: 市町村
- 事業の実施主体: 市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

11. 放課後児童クラブに係る検討の視点

放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の子どもの健全育成を目的として、遊び、生活の場を与えることを目的としている。

また、保育所を利用していた子どもに対し、小学生になった後においても、切れ目のないサービスを提供する基盤となっている。

したがって、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系のサービスとして不可欠なものの一つと考えられるが、現状又は関係者の意見から以下のような点が課題となっており、新たな制度体系においてどのように対応するかを検討する必要がある。

【検討の視点】

- ① 潜在需要に対応した放課後児童クラブの量的拡大を抜本的に図っていく上で、場所の確保の問題、人材の確保の問題をどうして行くか。
 - ・小学校等の活用を如何に進めるか。
 - ・従事者の勤続年数が短いこと、人材確保が難しい状況が一部見られるようになってきていることなどを踏まえ、担い手のあり方、人材確保のための職員の処遇改善等をどうして行くか。 等

② 放課後児童クラブについては、現行法制度上、市町村の事業として実施されており、また、その実施については市町村の努力義務として位置づけられており、その実施状況には地域格差が見られる。

そして、利用方式については、地域によって、市町村がサービス決定しているケースと、実施事業者に直接利用申し込みを行うケースが混在している。

新たな制度体系において、法制度上の位置づけの強化について、どのような対応策が考えられるか。

- ・ 市町村の実施責任の位置づけ

 - ※ 保育については、市町村に実施義務付けがされている。

- ・ サービス利用(提供)方式の位置づけ

- ・ 給付(補助)の方式のあり方

 - ※ 事業実施を包括的に評価し事業者に給付する現行制度の仕組み、利用者個人に着目して給付を行う仕組み等

③ 対象年齢について、現行制度は小学校3年生までを主な対象としているが、小学校高学年も現に一部利用がされている。

- ・ 制度の対象年齢についてどう考えるか。

④ 放課後児童クラブの質の確保については、「ガイドライン」を発出しており、望ましい規模、開所時間等について示している。また、国庫補助基準上、一定の条件を課しているが、保育所のような法令に基づく最低基準は設けられていない。

- ・ 放課後児童クラブの質の確保について、どのような基準の内容をどのような方法で担保していくべきか。

⑤ 放課後児童クラブについての財源は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、サービス量に応じて当然に支出が義務付けられるものではない裁量的な補助金と位置づけられている。

- ・ サービスの利用保障を強化し、また、抜本的な量的拡大を図っていく上で、財源面についてどのような仕組みとすることが適当か。
- ・ 財源保障を強化(例えば義務的な負担金)する場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)の必要性について、どのように考えるか。

※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度(保育の場合は保育にかけるか否かの判断)、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

⑥ 現行、留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」と、一体的あるいは連携して取り組むべく、放課後こどもプランを推進している。

- ・ 放課後こどもプランを推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ(人員配置や専用スペースの基準等)をどうしていくか。